

企業の円滑な海外事業活動を確保するためマネー・ロンダリングおよび
テロ資金供与対策に係る早急な法整備を求める

平成 26 年 10 月 7 日
日本商工会議所

マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を防止することは国民生活の安全と平穩を確保し、経済活動の健全な発展を維持する上で極めて重要である。また、犯罪行為や犯罪による収益が国境を越えて実行され、また移動することから、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を防止することは国際的な協調が不可欠である。

わが国は、OECD 加盟国を中心とした国際組織である金融活動作業部会 (FATF) の活動に参加し、国際的な協調の下、その勧告に基づき、犯罪収益移転防止法の施行及び同法の改正など、必要な法令や制度の整備に努めてきた。

しかし、わが国は、平成 20 年、金融活動作業部会による相互審査の結果、金融機関の顧客管理義務、テロリストの資産凍結などに関し、不備事項が指摘された。更に、本年 6 月、金融活動作業部会は、わが国に対する声明を公表し、必要な法律を成立させることを含め、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策の不備に迅速に対応するよう促した。

当商工会議所は、わが国の取組みが更に遅れ、不備事項が改善されない場合、金融活動作業部会からハイリスク国として公表されることにより、わが国の国際社会における信用が低下するのみならず、邦銀に対する欧米などの金融当局の監視が強まるほか、邦銀の海外取引に支障が生じ、企業の海外事業活動が多大な影響を受ける可能性を強く懸念している。

具体的には、邦銀が海外の金融機関から外国為替業務に係るコルレス契約を解除されることや、コンプライアンス上の手続のため海外送金に遅延が生じることが危惧される。特に、コルレス契約は、海外送金、信用状の授受、手形取立などに必要不可欠であることから、その契約解除は、中小企業を含め邦銀の取引先企業における輸出入などの海外事業活動に非常に大きな影響を及ぼす。

また、不備が指摘された事項への取組みが遅れることで、わが国が、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策の抜け穴になることも危惧される。

マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策という国際約束を履行することは国の責務である。当商工会議所は、日本政府に対し、「犯罪収益移転防止法改正案」ならびに「国際テロリストの財産凍結法案」の今臨時国会での成立を強く要望する。